

四万十市木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成17年 4 月13日

告示第115号

(趣旨)

第1条 この告示は、次期南海地震に備え、木造住宅の安全性の向上を図り、市民が安心して住むことのできるまちづくりを進めるとともに、安全な居住環境に対する市民意識の向上を図ることを目的とし、住宅の耐震診断を行う者を派遣する事業（以下「耐震診断事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 在来構法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法により建築された住宅（戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第3項の規定による国土交通省告示184号の別添指針第1第一号の規定又は改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震診断士 高知県が実施する耐震診断士養成講習会の課程を修了し、高知県知事から登録を受けた者をいう。

(対象となる住宅)

第3条 耐震診断事業の対象となる住宅は、本市に現存し、次の各号のいずれにも該当する木造住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されているもの
- (2) 併用住宅においては居住の用に供されている部分があるもの
- (3) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの以外のもの
- (4) 販売を目的としないもの

(申込み)

第4条 耐震診断を受けようとする木造住宅の所有者は、木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、特別の理由により所有者が申し込みできない場合は、代理人による申込みができるものとする。

(派遣決定等)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、耐震診断士を派遣することを決定したときは木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号）により、派遣しないことを決定したときは木造住宅耐震診断士非派遣決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

2 前項の決定に際しては、申込者及び耐震事業を行う事業者が四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）と認められるときは、診断士の派遣はしないものとする。

(診断士の派遣)

第6条 市長は、前条の規定により木造住宅耐震診断士派遣決定通知書を申込者に通知

したときは、速やかに耐震診断士を派遣しなければならない。

(診断結果)

第7条 耐震診断士は、耐震診断事業に係る木造住宅の耐震診断を実施したときは、診断完了後速やかにその結果を受診者及び市長に報告しなければならない。

(派遣決定の取消し等)

第8条 市長は、受診者が虚偽の申込み又は不正の手段により当該派遣の決定を受けたときは、耐震診断士の派遣決定を取り消し、若しくは耐震診断士の派遣に要した経費に相当する額の納付を命じることができるものとする。

(守秘義務)

第9条 耐震診断士は、耐震診断事業に関し知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月14日告示第160号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の四万十市木造住宅耐震診断事業実施要綱の規定により平成19年9月30日までに完了した耐震診断は、改正後の四万十市木造住宅耐震診断事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年6月14日告示第39号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年5月8日告示第41号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月6日告示第45号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年5月21日告示第62号）

この告示は、公布の日から施行し、令和7年度事業から適用する。

年 月 日

四万十市長 様

住所
ふりがな
氏名
生年月日
電 話



木造住宅耐震診断申込書

四万十市木造住宅耐震診断事業実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

1 耐震診断希望家屋（必ずご記入ください。）

建 築 物	所 在 地	四万十市			
	所 有 者				
	建 築 年 次	・昭和 年 月頃完成 ・不 明			
	床 面 積	1階	2階	地階	合計
m ²		m ²	m ²	m ²	
備 考 (増築等あれば記入ください。)					

2 耐震診断の希望日等（希望があれば記入ください。）

診 断 希 望 日 ※診断希望日は申し込み月の 翌月以降の日を記入してく ださい。	希望月	曜日	時間帯
	月	曜日	午前 ・ 午後
希 望 す る 耐 震 診 断 士			

※ 耐震診断士の都合等によりご希望に添えない場合があります。

3 同意事項（次の項目に同意する場合は、□にチェックしてください。）

- ☐ 本申し込みによる耐震診断実施のために必要な、市が保有する私の個人情報の利用に同意します。
- ☐ 私は、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当する者でないことを誓約するとともに、申込者欄に記載した者（団体又は法人の場合はその構成員すべてを含む。）が同項に規定する排除措置対象者に該当する者でないことを、中村警察署に照会することに同意します。

年 月 日

申込者 様

四万十市長



木造住宅耐震診断士派遣決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった耐震診断について、耐震診断士を派遣することを決定しましたので、四万十市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条の規定により通知します。

※ 注意事項

- ・後日、耐震診断士から耐震診断に関して連絡がありますので、日程等の調整をお願いします。
- ・調査当日には立会いをお願いします。また、建物の図面、建築写真等がある方は、診断士に提示してください。
- ・診断結果の報告は、内容審査などの関係上、診断日より1箇月以上先になりますのでご了承ください。
- ・診断士派遣決定後、申込者（団体又は法人の場合はその構成員すべてを含む。）及び耐震事業を行う事業者（団体又は法人の場合はその構成員すべてを含む。）が、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当していることが判明した場合は、直ちに派遣決定を取消しますのでご注意ください。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

申込者 様

四万十市長



木造住宅耐震診断士非派遣決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった耐震診断について、下記の理由により耐震診断士を派遣しないことに決定しましたので、四万十市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条の規定により通知します。

（派遣しない理由）